県南広域振興局長告示第 180 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

平成19年8月10日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
企業組合労協センター事 業団	東京都豊島区池袋三丁目 1番2号光文社ビル6F	企業組合労協センター事 業団ケアホームなごみ指 定訪問介護事業所	一関市赤荻字荻野 528 番 1	平成 19 年 6 月 30 日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		休止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
企業組合労協センタ 一事業団	東京都豊島区池袋三丁目 1番2号光文社ビル6F	企業組合労協センター 事業団ケアホームなご み指定訪問介護事業所	一関市赤荻字荻野 528 番 1	平成 19 年 6 月 30 日